

相続問題を解決する手段として遺言は新聞、雑誌、テレビ等で頻繁に取り上げられている。自筆証書遺言はペン、用紙、印鑑があれば作成できるので作成数が増加している。作成数の手

がかりは家庭裁判所の検認の申立件数である。平成25年度は1万6708件で30年前と比較すると約5倍に増加している。ここで自筆証書遺言において特に問題となっている例をあげる。

①高齢者の遺言作成における判断能力の欠如→疾病で意識が低下し体調不良になり、慌てて親族の要請で遺言書を作成した。既に重い認知症であるのに親族に言われるがまま遺言書を作成した。**②**文章、氏名、日付の自署及び押印等遺言方式

の欠如→他人の添え手による補助を受け文章を記載した。日付を吉日と記載しました。まかせます。家財一切を譲ります。本件全てをお渡し下さい。

自筆証書遺言は手軽に作成できるが故に無効になってしまう事があり、遺言者の意思が無駄になる場合がある。お悩みの方は専門家にご相談下さい。

遺言・相続 成年後見
債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎ 079-561-2050

tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>